

那 霸 市 公 報

第 1 5 1 2 号
 毎月 2 回 1, 1 5 日発行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

告 示

個人情報業務届出書の公表について (総務課) 844
 市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示 (道路管理室) 846

公 告

那霸市役所本庁舎の一時移転について (新庁舎建設室) 849
 那霸市緑化センター指定管理者の指定申請について (花とみどり課) 849
 住民票の職権消除の公示について (市民課) 852

上下水道局告示

那霸市排水設備指定工事店の異動について (給排水設備課) 852
 那霸市排水設備指定工事店の新規指定について (給排水設備課) 853
 那霸市排水設備指定工事店の新規指定について (給排水設備課) 854
 那霸市排水設備指定工事店の異動について (給排水設備課) 854
 那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について (給排水設備課) 855

教育委員会規則

那霸市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則 (教育委員会総務課)
 857
 那霸市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則
 (教育委員会総務課) 859

告 示

那霸市告示第95号
平成21年9月8日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第7条及び同施行規則第2条の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市告示第 9 9 号
平成 2 1 年 9 月 1 7 日
掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更及び供用開始をする。

その関係図面は、告示の日から 2 週間那覇市建設管理部道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

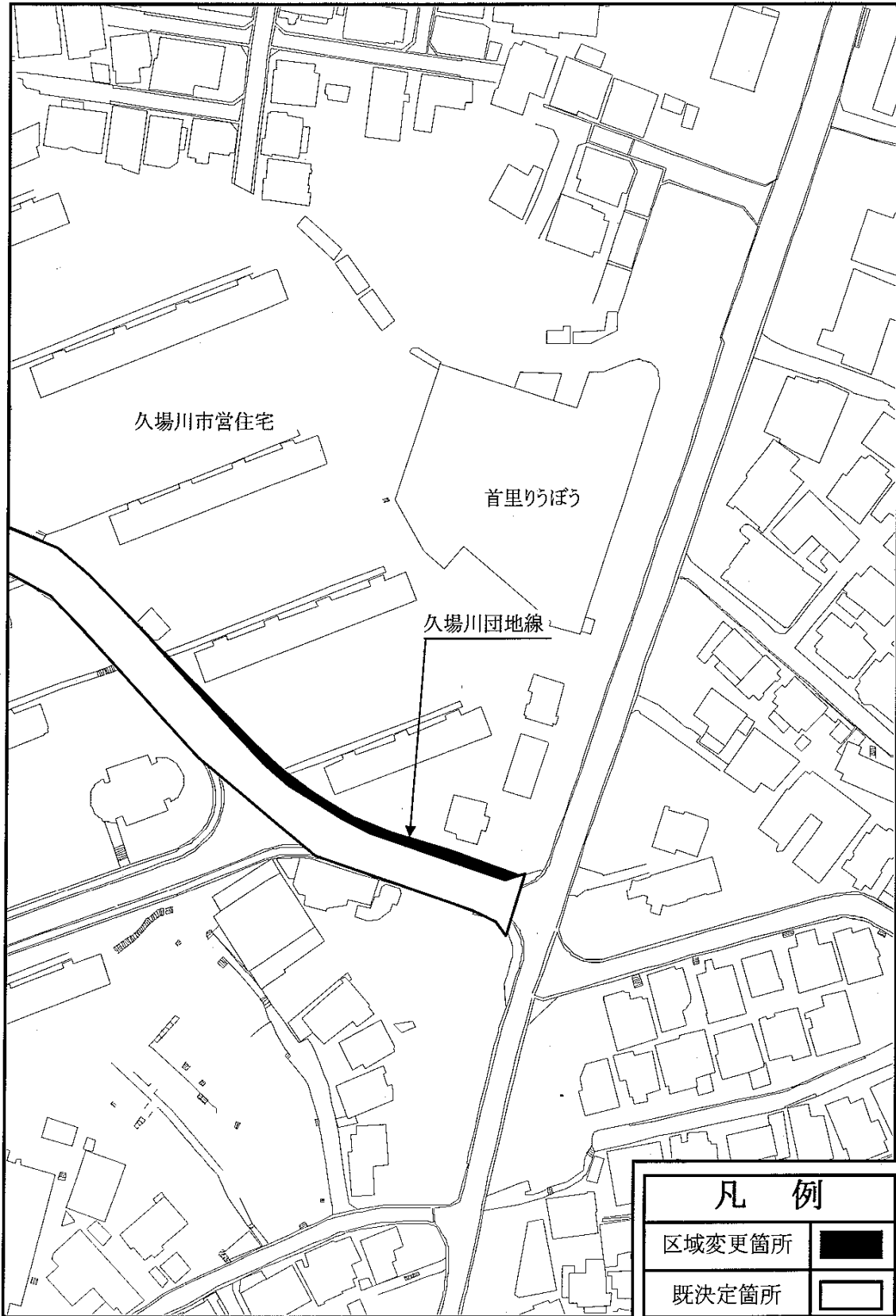
区域変更をする路線

整理番号	路線名	新旧	区 間	延長 m	幅員 m	備考
69	久場川 団地線	新	首里久場川 2 丁目 18 番 10 号 ~ 首里久場川 2 丁目 96 番 18 号	109.3	10.0 ~ 13.4	
		旧	首里久場川 2 丁目 18 番 10 号 ~ 首里久場川 2 丁目 96 番 18 号	109.3	9.3 ~ 11.3	

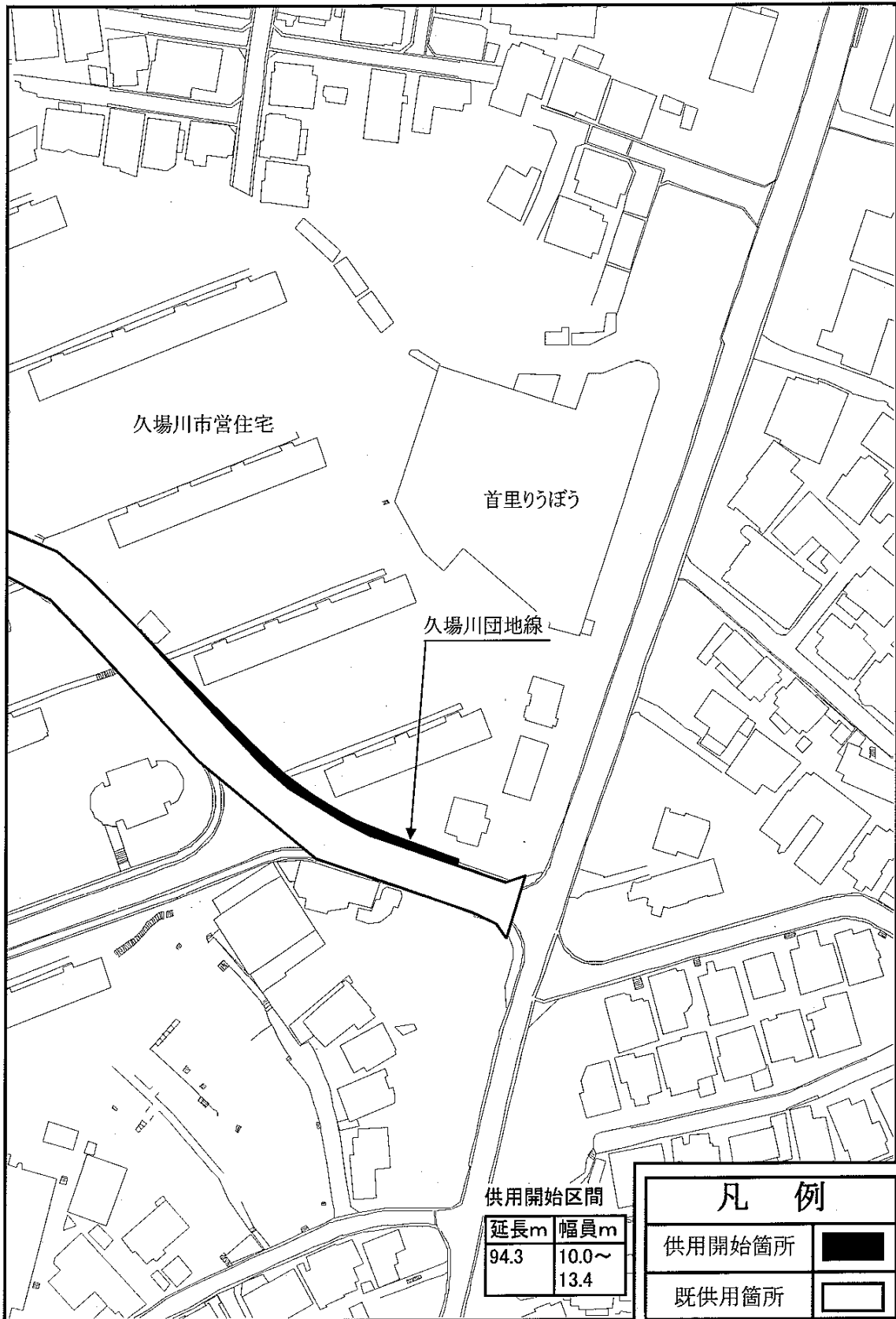
供用開始をする路線

整理番号	路線名	区 間	供用開始の期日
69	久場川団地線	首里久場川 2 丁目 18 番 10 号 ~ 首里久場川 2 丁目 96 番 18 号	告示の日

市道路線の区域変更位置図(参考図)



市道路線の供用開始位置図(参考図)



公 告

那覇市公告第101号
平成21年9月18日
掲 示 済

那覇市役所本庁舎の一時移転について

那覇市役所本庁舎移転及び事務室配置検討委員会において、平成20年3月31日に決議された那覇市本庁舎仮移転計画書に基づき、那覇市役所本庁舎は、新庁舎建設に伴い、仮庁舎に一時移転するため、那覇市役所仮庁舎に関し、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 住所 那覇市上之屋1丁目2番1号
- 2 移転日 平成21年9月24日
- 3 業務開始日時 平成21年9月24日 午前8時30分

那覇市公告第104号
平成21年9月28日
掲 示 済

那覇市緑化センター指定管理者の指定申請について

平成22年度以降の那覇市緑化センターの管理を行う法人その他の団体を那覇市緑化センター条例第15条により指定管理者の指定を行うため、次のとおり募集します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 名称及び位置
名称 那覇市緑化センター（以下「緑化センター」という。）
位置 那覇市おもろまち3丁目2番1号（新都心公園内）
- 2 管理の基準及び業務の範囲
緑化センタ - 指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。
- 3 指定予定期間
平成22年4月1日から平成25年3月31日（3年間）

4 応募資格

- (1) 緑化センタ - の管理運営を円滑かつ安定して実施できる那覇市内に主たる事務所を有する法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ではありません）とします。但し、個人の応募は不可とします。
- (2) 造園施工管理技士、造園技能士、樹木医のいずれかの資格を有する者又は同等の知識や経験を有する者が2人以上いること。
- (3) 市税の滞納がないこと。（直近3カ年）
- (4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- (5) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしてないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 自主事業に関し、法令の資格要件等や知識を有すること。

5 那覇市緑化センタ - 指定管理者指定申請の方法

- (1) 那覇市緑化センタ - 指定管理者指定申請書、募集要項等の配布及び場所
那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎3階
那覇市建設管理部 花とみどり課

- (2) 提出書類

応募を希望する団体は、次の書類（正本1部、副本8部）及び電子データ（各証明書を除く）を提出してください。申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しません。なお、提出された書類は、那覇市情報公開条例の規定に基づく情報公開の対象となることがあります。

那覇市緑化センタ - 指定管理者指定申請書（第7号様式）

定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）

法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書

役員の名簿及び履歴書

組織及び運営に関する事項を記載した書類

指定申請の属する事業年度の前事業年度（平成20年度）における期末の財産目録及び収支決算書

指定申請の日の属する事業年度（平成21年度）における事業計画書及び収支予算

指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の緑化センター管理に係る事業計画書及び収支予算書。なお、下記事項についても標記すること。

ア 自主事業計画書及び収支予算書

イ 緑化センタ - 利用料金に係る収支予算書

ウ 緑化センタ - の年間利用に係る施策（講座・講習・四季行事等）

納税証明書

ア 法人の場合は、直近3カ年の市税の納税証明書。設立1年未満の場合は、代表者の直近3カ年の市税の納税証明書。

イ その他団体の場合は、代表者の直近3カ年の市税の証明書

その他市長が認める書類

- (3) 視察及び説明会の開催
説明会・視察日時 平成21年10月8日(木)午後2時~4時
視察日時 平成21年10月15日(木)午後3時~5時
説明・視察場所 那覇市緑化センタ - (新都心公園内)
- (4) 募集要項等の配布期間
平成21年10月1日(木)~10月30日(金)まで
午前9時~午後5時まで(正午~午後1時の間、土曜日、日曜日及び祝日は除く)
- (5) 募集要項等に関する質問の受付
平成21年10月1日(木)~10月30日(金)まで
F a x 又は E m a i l により提出
- (6) 質問者への回答
質問に対する回答は、平成21年11月10日に(火) F a x 又は E m a i l で
応募者全員に一括して回答する。必要があれば説明会を開催する。
- (7) 応募期間(申請書類の受付期間)
平成21年11月16日(月)~11月27日(金)まで
ただし、午前9時から午後5時まで(正午~午後1時の間、土曜日、日曜日
及び祝日は除く)
- (8) 提出方法
那覇市緑化センタ - 指定管理者指定申請書(第7号様式)のほか、必要書類
等を花とみどり課へご持参ください。(郵送、F a x による提出はできませ
ん。)
- 6 問い合わせ先
〒900-0004
那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎3階
那覇市建設管理部 花とみどり課(比嘉、金城)
Tel 098-951-3225(内線8206)
Fax 098-951-3226
Email b-park001@neo.city.naha.okinawa.jp

那覇市公告第105号
平成21年9月28日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

ただし、職権消除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第14号
平成21年9月1日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

指定(登録)番号	第190号
指定工事店名	マルキ産業 株式会社
営業所所在地	那覇市曙2丁目25番24号
代表者名	田村 正一
指定の有効期間	平成19年4月1日 平成24年3月31日
異動年月日	平成21年8月7日
異動事由	代表者の変更

指定(登録)番号 第115号
指定工事店名 株式会社 金吉設備工業
営業所所在地 那覇市字宇栄原669番地
代表者名 具志 清
指定の有効期間 平成18年4月1日
平成23年3月31日
異動年月日 平成21年9月1日
異動事由 代表者・所在地の変更

那覇市上下水道局告示第15号
平成21年9月1日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

新規指定

指定(登録)番号 第421号
指定工事店名 有限会社 協築
営業所所在地 沖縄市美原1丁目18番22号
代表者名 東江 康共
有効期間 自 平成21年8月21日
至 平成26年3月31日

指定(登録)番号 第422号
指定工事店名 凜設備工業
営業所所在地 那覇市字真地267番地8
代表者名 宇栄原 忠雄
有効期間 自 平成21年8月27日
至 平成26年3月31日

那覇市上下水道局告示第16号
平成21年9月15日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

新規指定

指定(登録)番号	第423号
指定工事店名	金秀工業
営業所所在地	中頭郡北中城村字和仁屋261番地9
代表者名	金城 秀信
有効期間	自 平成21年9月10日 至 平成26年3月31日

那覇市上下水道局告示第17号
平成21年9月15日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

指定(登録)番号	第203号
指定工事店名	株式会社 東邦
営業所所在地	那覇市港町2丁目16番7号
代表者名	照喜名 智
指定の有効期間	平成19年4月1日 平成24年3月31日

異動年月日 平成 2 1 年 9 月 8 日
 異動事由 代表者の変更

指定 (登録) 番号 第 2 号
 指定工事店名 合資会社 明光電気
 営業所所在地 那覇市壺川 1 丁目 1 2 番地 3
 代表者名 仲村 彰
 指定の有効期間 平成 1 9 年 4 月 1 日
 平成 2 4 年 3 月 3 1 日
 異動年月日 平成 2 1 年 9 月 8 日
 異動事由 代表者の変更

那覇市上下水道局告示第 1 8 号
 平成 2 1 年 9 月 1 6 日
 掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
3 7 7	(有)協築	沖縄市美原 1 丁目 18 番 22 号	東江 康共	平成 2 1 年 8 月 1 7 日
3 7 9	凜設備工業	那覇市字真地 267 番地 8	宇榮原忠雄	平成 2 1 年 8 月 2 1 日

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第15号
平成21年8月20日
公 布 済

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則

那覇市学校給食センター管理規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(実施校)</p> <p>第2条 給食センターの給食実施校は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th>給食実施校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>小禄学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>那覇学校給食センター</td> <td>大道小学校 那覇中学校 若狭小学校 上山中学校 久茂地小学校 神原中学校 天妃小学校 銘苺小学校 安岡中学校</td> </tr> <tr> <td>真和志学校給食センター</td> <td>仲井真小学校 <u>真和志中学校</u> 真地小学校 寄宮中学校 石田中学校 古蔵中学校 松城中学校 仲井真中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条及び第4条 削除</p>	名称	給食実施校	[略]		小禄学校給食センター	[略]	那覇学校給食センター	大道小学校 那覇中学校 若狭小学校 上山中学校 久茂地小学校 神原中学校 天妃小学校 銘苺小学校 安岡中学校	真和志学校給食センター	仲井真小学校 <u>真和志中学校</u> 真地小学校 寄宮中学校 石田中学校 古蔵中学校 松城中学校 仲井真中学校	<p>(実施校)</p> <p>第2条 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th>給食実施校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>小禄学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>那覇学校給食センター</td> <td>大道小学校 那覇中学校 若狭小学校 上山中学校 久茂地小学校 神原中学校 天妃小学校 銘苺小学校 安岡中学校 <u>真和志中学校</u></td> </tr> <tr> <td>真和志学校給食センター</td> <td>仲井真小学校 <u>古蔵小学校</u> 真地小学校 寄宮中学校 石田中学校 古蔵中学校 松城中学校 仲井真中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(給食の停止又は給食実施校の臨時変更)</u></p> <p><u>第3条 前条の規定にかかわらず、教育長は、次の各号に掲げる場合には給食を停止し、又は給食実施校を臨時に変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>自然災害、工事その他の事由により調理施設が使用できないとき。</u></p> <p>(2) <u>機械器具の故障その他の事由により調理ができないとき。</u></p> <p>(3) <u>感染症その他の事由により調理実施に必要な人員が確保できないとき。</u></p>	名称	給食実施校	[略]		小禄学校給食センター	[略]	那覇学校給食センター	大道小学校 那覇中学校 若狭小学校 上山中学校 久茂地小学校 神原中学校 天妃小学校 銘苺小学校 安岡中学校 <u>真和志中学校</u>	真和志学校給食センター	仲井真小学校 <u>古蔵小学校</u> 真地小学校 寄宮中学校 石田中学校 古蔵中学校 松城中学校 仲井真中学校
名称	給食実施校																				
[略]																					
小禄学校給食センター	[略]																				
那覇学校給食センター	大道小学校 那覇中学校 若狭小学校 上山中学校 久茂地小学校 神原中学校 天妃小学校 銘苺小学校 安岡中学校																				
真和志学校給食センター	仲井真小学校 <u>真和志中学校</u> 真地小学校 寄宮中学校 石田中学校 古蔵中学校 松城中学校 仲井真中学校																				
名称	給食実施校																				
[略]																					
小禄学校給食センター	[略]																				
那覇学校給食センター	大道小学校 那覇中学校 若狭小学校 上山中学校 久茂地小学校 神原中学校 天妃小学校 銘苺小学校 安岡中学校 <u>真和志中学校</u>																				
真和志学校給食センター	仲井真小学校 <u>古蔵小学校</u> 真地小学校 寄宮中学校 石田中学校 古蔵中学校 松城中学校 仲井真中学校																				

<p>(<u>所長代理</u>)</p> <p><u>第5条 所長に長期の事故あるとき又は所長が欠けたときは、教育長は、所長代理を命ずることができる。</u></p> <p><u>第6条～第7条</u> [略]</p>	<p>(4) <u>その他教育長が必要と認めるとき。</u></p> <p><u>第4条～第5条</u> [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この規則は、平成21年8月25日から施行する。

那覇市教育委員会規則第16号
平成21年9月29日
公 布 済

那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西原 篤 一

那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任用の基準)</p> <p>第3条 臨時職員は、次の各号の<u>一</u>に該当する場合に任用することができる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(解雇)</p> <p>第8条 臨時職員が次の各号の<u>一</u>に該当する場合はこれを解雇する。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、教育長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(準用規定等)</p> <p>第9条 臨時職員の勤務時間等、年次有給休暇、年次有給休暇以外の休暇及び職務専念義務の免除については、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号。以下<u>次項</u>において「那覇市規則」という。)第14条から第18条までの規定を準用する。この場合において、同規則第17条中「那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則(昭和49年那覇市規則第37号)」とあるのは「那覇市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和49年那覇市教育委員会規則第5号)」と、「市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 臨時職員の給与については、那覇市規則第8条から第9条の2まで及び第10条から第13条までの規定が適用されるものとする。</p>	<p>(任用の基準)</p> <p>第3条 臨時職員は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合に任用することができる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(解雇)</p> <p>第8条 臨時職員が次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合はこれを解雇する。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、教育長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(準用規定等)</p> <p>第9条 臨時職員の勤務時間等、年次有給休暇、年次有給休暇以外の休暇及び職務専念義務の免除については、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号。以下「那覇市規則」という。)第14条から第18条までの規定を準用する。この場合において、同規則第17条中「那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則(昭和49年那覇市規則第37号)」とあるのは「那覇市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和49年那覇市教育委員会規則第5号)」と、「市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする</p> <p>2 臨時職員の給与については、那覇市規則第8条から第9条の2まで及び第10条から第13条までの規定の適用があるものとする。</p> <p>(緊急雇用対策臨時職員)</p> <p>第9条の2 第3条第7号の規定に基づき緊</p>

	<p><u>急の雇用対策として任用する臨時職員(以下「緊急雇用対策臨時職員」という。)を希望する者は、第4条第2項の規定にかかわらず60歳以上の者でも臨時職員任用候補者名簿に登載することができるものとする。</u></p> <p><u>2 緊急雇用対策臨時職員の給与については、前条第2項の規定にかかわらず那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の特例に関する規則(平成21年那覇市規則第1号)第3条及び第4条、並びに那覇市規則第9条、第9条の2及び第12条から第13条までの規定の適用があるものとする。</u></p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。